

## 公布された条例のあらまし

### ○佐賀県核燃料税条例（条例第 32 号）

- 1 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(7)までに定めるところによることとした。（第 2 条関係）
  - (1) 発電用原子炉 原子力基本法第 3 条第 4 号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
  - (2) 核燃料 原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質（以下「核燃料物質」という。）で、発電用原子炉に燃料として使用することができる形状又は組成のものをいう。
  - (3) 使用済核燃料 発電用原子炉に燃料として使用した核燃料物質で、その取得価額及び減価償却累計額を電気事業会計規則第 24 条に規定する核燃料勘定から除去したものをいう。
  - (4) 発電用原子炉施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設をいう。
  - (5) 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
  - (6) 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。
  - (7) 核燃料物質重量割 使用済核燃料の重量を課税標準として課する核燃料税をいう。
- 2 核燃料税は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額によって、発電用原子炉の設置者に課することとした。（第 4 条関係）
  - (1) 発電用原子炉への核燃料の挿入 価額割額
  - (2) 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 出力割額
  - (3) 発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵 核燃料物質重量割額
- 3 核燃料税の課税期間は、次に掲げる各期間をそれぞれ一の課税期間とすることとした。（第 5 条関係）
  - (1) 4 月 1 日から 6 月 30 日まで
  - (2) 7 月 1 日から 9 月 30 日まで
  - (3) 10 月 1 日から 12 月 31 日まで
  - (4) 1 月 1 日から 3 月 31 日まで
- 4 3 にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、(1)から(6)までに定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなすこととした。（第 5 条関係）
  - (1) 3 の(1)から(4)までに規定する期間の中途（当該期間の初日及び末日を含む。以下同じ。）において、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する原子炉等規制法第 12 条の 6 第 8 項に規定する確認（以下「廃止措置終了確認」という。）を受けた場合（(4)又は(6)の場合を除く。） 廃止措置終了確認を受けた日の属する 3 の(1)から(4)までに規定する期間の初日から当該廃止措置終了確認を受けた日の属する月の末日まで
  - (2) 3 の(1)から(4)までに規定する期間の中途において、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 1 項に規定する使用前事業者検査（以下

「使用前事業者検査」という。)の同条第3項の規定による確認を受けたこと及び電気事業法第49条第1項に規定する使用前検査(以下「使用前検査」という。)に合格したことのいずれにも該当することとなった場合((5)又は(6)の場合を除く。) 使用前事業者検査の確認を受けた日又は使用前検査に合格した日のいずれか遅い日(以下「使用前検査終了日」という。)から当該使用前検査終了日の属する3の(1)から(4)までに規定する期間の末日まで

(3) 3の(1)から(4)までに規定する期間の中途において、原子炉等規制法第43条の3の34第2項に規定する廃止措置計画(以下「廃止措置計画」という。)の認可を受けた場合((4)から(6)までの場合を除く。) 廃止措置計画の認可を受けた日の属する3の(1)から(4)までに規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から同日の属する3の(1)から(4)までに規定する期間の末日まで

(4) 3の(1)から(4)までに規定する期間の中途において、廃止措置計画の認可を受け、かつ、当該期間内に廃止措置終了確認を受けた場合((6)の場合を除く。) 廃止措置計画の認可を受けた日の属する3の(1)から(4)までに規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から当該廃止措置終了確認を受けた日の属する月の末日まで

(5) 3の(1)から(4)までに規定する期間の中途において、使用前事業者検査の確認を受けたこと及び使用前検査に合格したことのいずれにも該当することとなった場合で、かつ、当該期間内に廃止措置計画の認可を受けた場合((6)の場合を除く。) 使用前検査終了日から廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から同日の属する3の(1)から(4)までに規定する期間の末日まで

(6) 3の(1)から(4)までに規定する期間の中途において、使用前事業者検査の確認を受けたこと及び使用前検査に合格したことのいずれにも該当することとなり、かつ、当該期間内に廃止措置計画の認可及び廃止措置終了確認を受けた場合 使用前検査終了日から廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から当該廃止措置終了確認を受けた日の属する月の末日まで

5 核燃料税の課税標準は、次に掲げる核燃料税の区分に応じ、(1)から(3)までに定めるものとする。 (第6条関係)

(1) 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料(発電用原子炉への挿入について既に核燃料税が課され、又は課されるべきであった核燃料を除く。)の価額

(2) 出力割 課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力(4の(1)、(4)又は(6)の場合にあっては、廃止措置終了確認を受けた日の前日における発電用原子炉の熱出力)

(3) 核燃料物質重量割 4月1日現在において発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済核燃料のうち、核燃料として最後に使用した日の翌日から起算して5年を経過したものに係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量

6 核燃料税の税率は、次に掲げる核燃料税の区分に応じ、(1)から(3)までに定めるものとする。 (第7条関係)

(1) 価額割 100分の8.5

(2) 出力割 一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、59,000円(廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月以降にあっては、

29,500 円)

(3) 核燃料物質重量割 1キログラムにつき、750 円

- 7 核燃料税の徴収については、申告納付の方法によることとした。(第8条関係)
- 8 価額割の納期限は、発電用原子炉に核燃料を挿入した場合には、当該核燃料を挿入した日から起算して2月(発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合は、3月)を経過する日の属する月の末日までとし、出力割の納期限は、課税期間の末日の翌日から起算して2月以内とし、核燃料物質重量割の納期限は、5月末日までとすることとした。(第9条関係)
- 9 その他所要の事項を定めることとした。
- 10 この条例は、総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日から起算して5年を経過した日にその効力を失うこととした。
- 11 所要の経過措置を設けることとした。

○佐賀県波戸岬海浜公園条例の一部を改正する条例(条例第33号)

- 1 指定管理者が定める利用料金について、類似の施設の料金を考慮して定めることとした。(第5条関係)
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。
- 3 利用料金の設定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。

○旅館業に関する条例の一部を改正する条例(条例第34号)

- 1 旅館業法の改正に伴い、引用条項等の改正を行うこととした。(第1条、第3条、第13条、第15条の3及び第16条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行することとした。

○障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例の一部を改正する条例(条例第35号)

- 1 事業者や県が、社会的障壁(障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供を行わないことは、障害を理由とする差別にあたることを明確化することとした。(第2条関係)
- 2 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、努力義務を義務へと改めることとした。(第6条第2項関係)
- 3 相談又は障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図るための人材の育成や確保をする県の責務を明確化することとした。(第10条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。
- 6 この条例の施行後5年を目途として、この条例による改正後の障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例の

施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとした。（附則第2項関係）